

ENEOS 都市ガス 供給条件説明書

本書では、当社がお客さまにガス（商品名：「ENEOS都市ガス」）を販売する際の条件（ガス供給条件）を概説します。詳しくは当社ENEOS都市ガス需給約款等（当社ホームページに掲載）をご確認願います。

お申込みの際には、当社のENEOS都市ガス需給約款に記載された事項をご承認いただき、かつ、本書をご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 ガスのお申込み方法

- インターネットまたは申込書によりお申込みいただけます。

2 ガスの小売供給開始予定日

- 当社は、お客さまからのガス需給契約のお申込みの内容を了承したときは、すみやかにお客さまと協議のうえガスの小売供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、ガスの供給を開始いたします。
- 当社へスイッチングされる場合の小売供給開始日は、原則として、手続き完了後の定例検針日（次回検針日または次回回検針日）の翌日といたします。

3 ガス料金（詳しくは当社ホームページに掲載のENEOS都市ガス料金表でご確認願います。）

(1)「標準プラン(TK)」				(税込)
ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)	
A表	0㎡から20㎡まで	885.45円	166.26円	
B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,172.35円	151.92円	
C表	80㎡をこえ200㎡まで	1,337.65円	149.15円	
D表	200㎡をこえ500㎡まで	1,966.32円	145.45円	
E表	500㎡をこえ800㎡まで	6,190.32円	137.00円	
F表	800㎡をこえる場合	12,103.92円	129.61円	

(2)「床暖プラン(TK)」				(税込)
ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)	
その他期	A表	0㎡から20㎡まで	909.00円	170.81円
	B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,206.00円	155.96円
	C表	80㎡をこえ200㎡まで	1,382.00円	153.76円
	D表	200㎡をこえ500㎡まで	2,042.00円	150.46円
	E表	500㎡をこえ800㎡まで	6,442.00円	141.66円
冬期	F表	800㎡をこえる場合	12,602.00円	133.96円
	A表	0㎡から20㎡まで	909.00円	170.81円
	B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,415.00円	145.51円
	C表	80㎡をこえる場合	2,295.00円	134.51円

(3)「標準プラン(KY)」				(税込)
ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)	
A表	0㎡から20㎡まで	875.96円	159.85円	
B表	20㎡をこえ100㎡まで	1,083.63円	151.87円	
C表	100㎡をこえ350㎡まで	1,837.60円	144.33円	
D表	350㎡をこえる場合	6,114.15円	132.11円	

(4)「暖房プラン(KY)」				(税込)
ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)	
その他期	A表	0㎡から20㎡まで	985.10円	172.59円
	B表	20㎡をこえ100㎡まで	1,280.40円	157.83円
	C表	100㎡をこえる場合	1,895.30円	151.68円
冬期	A表	0㎡から20㎡まで	985.10円	172.59円
	B表	20㎡をこえ50㎡まで	1,527.35円	145.49円
	C表	50㎡をこえる場合	2,100.45円	134.02円

- ※1. その他期:5月～11月 冬期:12月～4月
- ※2. 上記従量料金単価に別途原料費調整単価を加減算します。
- ※3. 「床暖プラン(TK)」は居室で家庭用ガス温水床暖房システムをご使用していること等を加入要件といたします。
- ※4. 「暖房プラン(KY)」は居室で家庭用ガス暖房機器をご使用していること等を加入要件といたします。

4 ガス料金に関する割引・キャンペーン等

床暖房追加割引	・(適用条件)「床暖プラン(TK)」が適用されていること。 ・(割引内容)ガス料金から6.1%を乗じた金額を割引させていただきます。
暖房追加割引	・(適用条件)「暖房プラン(KY)」が適用されていること。 ・(割引内容)ガス料金から11%を乗じた金額を割引させていただきます。
ENEOSカード割引	・(適用条件)対象カードで「ENEOS都市ガス」のガス料金をお支払いいただくこと。 ・(割引内容)「ENEOS都市ガス」の請求月にガス料金から月額100円(税込)割引させていただきます。なお、最初にお支払いいただいた翌月から割引を適用します。
その他の割引 ポイント還元 キャンペーン	・提携クレジットカード、Vポイントその他の割引、ポイント還元、キャンペーンは、当社ホームページまたはENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターでご確認願います。 ・代理店(媒介者)による割引・キャンペーンがある場合、その詳細は末尾の代理店(媒介者)にご確認願います。

5 料金プランの適用

- 料金プランはお客さまからのお申込みにもつき適用するものといたしますが、お申込み時または当社が必要と判断したときに、料金プランの適用条件が満たされていることについて、お客さま宅へ立ち入り確認させていただく場合があります。
- 適用条件が満たされていないときは、当該料金プランは適用されません。この場合、適用可能な料金プランにご変更いただくか、ガス需給契約を解約することといたします。また、使用したガスについては、料金表等の定めにしたがい、料金を精算させていただきます。

6 ガス料金の算定期間、料金計算方法および支払期日等

- ガス使用量は、一般ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」といいます。）がガス導管事業者の託送約款等（以下「託送約款等」といいます。）に定める検針日に計量した使用量によるものとします。
- 料金の算定期間は、「1ヵ月」とし、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間とします。
- 料金の支払義務は、原則としてお客さまごとに託送約款等に定める定例検針日を考慮して当社が料金を請求する日として定めた日に発生するものとし、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、支払期日までにお支払いいただけない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利10%の延滞利息をご負担いただきます。

7 料金の支払方法

- クレジットカードまたは口座振替の2種類からご選択いただけます。なお、クレジットカードによるお支払いの場合は、指定カードの発行会社の規約にもつきお支払いいただきます。
- お手続きが完了するまでの間、振込票（コンビニエンスストア専用）でお支払いいただく場合があります。

8 各種手数料

- お客さまからのお申出により、各種書類を発行するときは、手数料として1通につき、次の金額をご負担いただきます。ただし、次の(1)または(2)に該当する場合を除きます。
- (1) ENEOSでんきの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料をご負担いただいているお客さまで、かつ、ENEOSでんきおよびENEOS都市ガスの両方を同一名義、同一使用場所、同一支払方法でご契約いただいているお客さまの場合は、ENEOS都市ガスの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料を無料といたします。
- (2) 複数の使用場所のENEOS都市ガスの料金を一括してお支払いいただくお客さまの場合は、ENEOS都市ガスの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料を無料といたします。

請求書・利用明細書	領収書	支払証明書
220円(税込)	275円(税込)	880円(税込)

9 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- 当社は、種類別13Aのガスを供給いたしますので、13A用のガス機器が適合いたします。

(1) 熱量	標準熱量: 45 メガジュール	最低熱量: 44 メガジュール
(2) 圧力	最高圧力: 2.5 キロパスカル	最低圧力: 1.0 キロパスカル
(3) 燃焼性	最高燃焼速度 : 47	最低燃焼速度 : 35
	最高ウォッチ指数: 57.8	最低ウォッチ指数: 52.7

10 工事費等

- お客さまの需要場所を供給区域とするガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまに当社がガスを供給する場合、供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- ガス導管事業者から、託送約款等にもつき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等が発生するときはお客さまにご負担いただきます。

11 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- 内管およびガス栓等、ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。
- 当社またはガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法および経済産業省令（以下「ガス事業法令」といいます。）の定めるところにより、電子メールの送信、当社Webサイトへの掲載その他の電磁的方法、または印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、ガス導管事業者に通知していただきます。
- お客さまは、当社およびガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- その他保安について、ENEOS都市ガス需給約款等の「保安に対するお客さまの協力」「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

12 託送約款等に定められたお客さまの責任に関する事項

- ガスの使用にあたり、託送約款等に定められる次の事項について承諾いただきます。
 - ー必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置の場所へ立ち入ること
 - ーガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること
 - ーガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと
- ガス供給に伴い保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送約款等に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

13 契約期間・更新

- 契約期間は、ガス需給契約が成立した日から料金適用開始日の翌年の 12 月 31 日までといたします。
- 契約期間満了に先だってガス需給契約の終了または変更がない場合のガス需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、この場合のガス事業法その他の法令にもとづく供給条件の説明および書面交付は、ガス需給契約の期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

14 契約変更・解約の期間制限

- 契約変更・解約を制限する期間は設定いたしません。

15 お客さまからのお申出による契約の変更または解約

- 料金プラン等の変更をされる場合は、原則として、お申込みをされた日以後の最初の検針日の翌日から適用します。
- お客さまがガスのご使用を廃止される場合には、あらかじめその廃止期日を定めて当社にご連絡いただきます。

16 当社からの申出による解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はガス需給契約を解約することがあります。
 - ーガス需給契約にもとづく料金または他の需給契約（電気含む）にもとづく料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ー料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費その他 ENEOS 都市ガス需給約款から生ずる債務）を履行しない場合
 - ー口座振替およびクレジットカード払いの手続きが完了しない場合
 - ーお客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ー ENEOS 都市ガス需給約款に記載されている内容に反した場合
- 当社がガス需給契約を解約する場合は、解約日に供給を終了させるための適切な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

17 その他

- 複数の使用量を合算するなど特別な契約の場合は契約をお断りすることがあります。
- 当社と新規にご契約いただくことにより、現在のガス供給契約を解約することになるため、契約途中の解約金等が発生する、ポイント等の特典が失効する、現在契約されている会社の料金プランで再度契約できなくなるといった可能性があります。詳しくは現在ご契約中のガス小売事業者にお問い合わせください。

※ ENEOS 都市ガスに関するお問い合わせおよび契約の変更・解除のお申出に関する連絡先

ガス小売事業者	ENEOS Power株式会社 (A0090) 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー47階
【お問い合わせ先】 ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター	
TEL : 0570-02-8704 03-6735-9031 (IP電話などからはこちら) 午前9:00~午後5:00 *日曜日、祝日および年末年始を除く https://www.eneos-power.co.jp/gas/	
代理店 (ガス需給契約の媒介者)	
[代理店さま向け] 会社名、連絡先を記載願います。 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。	